

【別紙9】

日立市スポーツ少年団本部交流事業（受入）助成金交付要項

- 1 この要項は、日立市スポーツ少年団本部規約第15条に基づき、スポーツ少年団が交流事業として受入を行う際に要する経費（以下「助成金」という）に関することを定める。
- 2 助成金は、次の場合に交付する。
 - (1) 海外からの受入を複数団により行う場合。
 - (2) その他、常任理事会が特に認めた場合。
- 3 助成金は、次の基準により交付する。
 - (1) 交付額は、受入事業予算の2分の1とする。
ただし、交付額の上限は50,000円とする。
- 4 助成金は、次の場合には交付しない。
 - (1) スポーツ交流を行わない場合。
 - (2) 他の団体等からの補助により経費が賄える場合。
- 5 交付を受けようとする者は、交流事業（受入）実行委員長をもって別紙様式により事前に申請するものとし、当該交流事業（受入）が終了したときは、すみやかに実績報告書を提出するものとする。